

太田市入札審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が発注する工事請負及び業務委託を適正かつ効率的に執行するため、庁内に入札審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 競争入札参加者の資格審査に関すること。
- (2) 条件付一般競争入札に関すること。
- (3) 指名競争入札に関すること。
- (4) 少額競争入札に関すること。
- (5) 随意契約に関すること。
- (6) 備品購入入札に関すること。
- (7) 請負優良工事等表彰に関すること。
- (8) その他適正な入札執行に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、常任委員及び担当委員で構成する。

- 2 常任委員は、副市長、総務部長、文化スポーツ部長、農政部長、都市政策部長、行政事業部長及び教育部長をもって構成する。
- 3 担当委員は、企画部長、市民生活部長、福祉こども部長、健康医療部長、産業環境部長、消防長及び議会事務局長をもって構成する。
- 4 委員会に必要があるときは臨時委員を置き、委員長が指名する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもってそれぞれ充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、常任委員及び案件を所管する担当委員が出席する。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員長は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的事項を検討させるため、専門部会を置くことができるものとする。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する職員をもって充てる。

(部会長等)

第7条 専門部会に部会長及び副部会長を置き、委員が互選する。

2 部会長は、専門部会において検討した事項を委員会に報告しなければならない。

3 第4条第3項及び第4項並びに第5条第1項及び第3項の規定は、部会長等の職務及び専門部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 委員会及び専門部会の庶務は、契約担当課において行う。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。